

規制の事後評価書

法律又は政令の名称： 資金決済に関する法律
規制の名称： 仮想通貨交換業に係る制度整備
規制の区分： 新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。
担当部局： 金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室
評価実施時期： 令和4年6月30日

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

暗号資産（仮想通貨）については、規制の事前評価時において、マネー・ローンダリング等に悪用されるリスクが国際的に指摘されていることに加え、

- ・ 売買価格や手数料等の契約内容や、そもそも法定通貨でないこと等について、適正な情報が十分に利用者に提供されないおそれ
- ・ インターネットを通じて売買等が行われるが、そのシステムの安全性が適切に確保されないおそれ
- ・ 事業者の破綻や交換業者が管理する利用者の財産が消失するおそれ

等のリスクに応じた利用者保護のための措置を講ずる必要、といった課題に対応するため、暗号資産（仮想通貨）交換業者に対する登録制の導入を行ったところ。上記のような暗号資産（仮想通貨）に係るリスクについては、今日においても引き続き対応が必要である。

なお、暗号資産（仮想通貨）交換業者による顧客の暗号資産（仮想通貨）の流出事案の発生、ICO等の暗号資産（仮想通貨）を用いた新たな取引の登場、マネロン対策等に関する国際的な議論の動向の進捗等の変化による影響があったことから、令和元年に資金決済に関する法律の改正を行い、本件に係る規制のさらなる整備を行っているが、事前評価時に想定していた上記課題は今日も変化していない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差

し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

規制の事前評価時、規制が導入されなかった場合として、以下のような事案が発生するおそれがあることを想定しており、事後評価においてもベースラインは同様である。

（暗号資産（仮想通貨）交換業者の登録時の創設及び行為規制）

暗号資産（仮想通貨）交換業者について登録制を導入しない場合には、不適切な事業者の参入を排除することができないことにより、利用者保護のための各行為規制及び必要に応じ監督上の措置を講じることができず、利用者が安心して仮想通貨に係るサービスを受けるための環境を確保できないおそれがある。また、当該環境が確保できないことにより利用の拡大が妨げられ、業界内において適切な競争を生むことができず、利用者へのサービス向上や新サービスの開発等、業界のイノベーションの進展を阻害するおそれがある。

（金融 ADR に係る制度整備等）

金融 ADR 制度を設けない場合、紛争解決措置は、暗号資産（仮想通貨）交換業者の業務運営体制・社内規則の整備等により対応することとしているため、紛争解決に係る公正性・中立性の程度が、指定紛争解決機関との契約による対応や外部委託による対応と比べ、劣るおそれがあり、利用者保護が十分確保できないおそれがある。

また、事業者団体の認定制度に関し、一定要件を満たす団体を認定する枠組みを法律に設けない場合には、暗号資産（仮想通貨）交換業者が業界として行う利用者保護等に関する自主的な取り組みが推進されないおそれがある。加えて、暗号資産（仮想通貨）交換業者の利用者が苦情の申出や相談を行うべき窓口が明らかになっていないことにより、トラブルの解決が図られないおそれがある。

③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

規制の事前評価時、マネロン・テロ資金供与対策及び利用者保護の観点から、暗号資産（仮想通貨）交換業者の登録制を導入する等の制度整備を行ったところ、事後評価時においてもそうした観点から、規制の必要性は変わっていない。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由

を記載する。

規制の事前評価時、遵守費用について概要を以下の通り見込んでいた。

イ 暗号資産（仮想通貨）交換業者の登録制の創設

登録申請に係る事務費用、行政機関への報告に係る費用等が発生する。

ロ 暗号資産（仮想通貨）交換業者の行為規制

暗号資産（仮想通貨）交換業者に係る行為規制の実施に要する費用が発生する。

ハ 金融 ADR に係る制度整備等

金融 ADR 制度に関して、指定紛争解決機関が存在する場合、暗号資産（仮想通貨）交換業者において、当該機関との契約締結等の費用が発生する。また、指定紛争解決機関が存在しない場合、暗号資産（仮想通貨）交換業者において、弁護士会の仲裁センター等への委託費用が発生する。

事業者団体に関する認定制度に関して、事業者団体において認定申請に係る事務費用、認定業務を実施するための体制整備費用、行政機関への報告に係る費用等が発生する。

暗号資産（仮想通貨）交換業者は 30 社（令和 4 年 5 月末時点）存在するが、各事業者により手続き等に係る費用は異なり、一概に算定ができるものではなく、把握・推算することは困難と考えられる。

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

行政庁（国）において、暗号資産（仮想通貨）交換業者の行為規制の実施状況に係る検査・監督するための費用が発生すると見込んでいた。

行政庁（国）は、金融行政を遂行するにあたり、これらの規制のみならず、金融規制全般に係る対応をしており、暗号資産（仮想通貨）交換業者の行為規制に係る行政費用の増減のみを抜き出して把握・推算することは困難である。

⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

規制の事前評価時、暗号資産（仮想通貨）交換業者の登録制の導入及び行為規制を課すこと等によって、利用者保護及びイノベーションの進展に資する可能性があるとしていた。

本件規制の導入以降、暗号資産（仮想通貨）交換業者は 30 社（令和 4 年 5 月末時点）登録されており、令和元年の法改正による規制のさらなる整備によるものも含め、必要に応じた監督上の措置が講じられていることにより、利用者保護が図られているほか、暗号資産（仮想通貨）交換業者を利用した暗号資産（仮想通貨）の現物取引額は年間約 20 兆円（一般社団法人暗号資産取引業協会の令和 2 年度統計）となっており、暗号資産（仮想通貨）業界の信頼性の向上等、イノベーションの進展に資しているものと考えられる。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

規制の導入により、上記⑥のとおり規制の事前評価時に見込まれた効果が発現しているものと考えられるが、その効果を金銭価値化して便益を把握することは困難である。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

現時点において、副次的な影響及び波及的な影響は特段認められない。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

本件法改正による暗号資産（仮想通貨）交換業に対する規制の導入により、過大な遵守費用や行政費用が発生している状況は認められない。また、本制度改正及び令和元年の法改正を通じて、利用者保護の確保のための制度整備及び必要に応じた監督上の措置が講じられていることにより、利用者が安心して暗号資産（仮想通貨）に係るサービスを受けることができる環境の整備が促進されているほか、業界内において適正な競争を生むこととなり、新サービスの展開等業界のイノベーションの促進につながっていると考えられる。このように、暗号資産（仮想通貨）を取り巻く環境の変化に応じ、適切に規制の導入を行ったことで、規制の事前評価時に見込んだ効果は発現していると考えられることから、本件にかかる特段の見直しは現時点においては不要と考える。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。